

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>分 船舶及びびん尿等の区 排出海域に関する基準</p>	<p>排出方法に関する基準</p>	<p>分 船舶及びびん尿等の区 排出海域に関する基準</p>	<p>排出方法に関する基準</p>
<p>（タンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出基準） 第一条の九 法第四条第三項に規定するタンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出（次項に規定する水バラストの排出を除く。）に係る同条第三項の油分の総量、油分の瞬間排出率、排出海域及び排出方法に關し政令で定める基準（以下この条において「排出基準」という。）は、次のとおりとする。 一・二（略） 三 すべての国の領海の基線（海洋法に関する国際連合条約に規定する領海の幅を測定するための基線（別表第一の五に掲げる南極海域にあつては、氷棚を陸地とみなして引かれる同条約に規定する領海の幅を測定するための基線）をいう。ただし、オーストラリア本土の北東海岸のうち南緯十一度東経百四十二度八分の点から南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点に至る部分に係る基線は、南緯十一度東経百四十二度八分の点、南緯十度三十五分東経百四十一度五十五分の点、南緯十度東経百四十二度の点、南緯九度十分東経百四十三度五十二分の点、南緯九度東経百四十四度三十分の点、南緯十三度東経百四十四度の点、南緯十五度東経百四十六度の点、南緯十八度東経百四十七度の点、南緯二十一度東経百五十三度の点及び南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点を順次結んだ線をいう。別表第二、別表第二の二及び別表第三を除き、以下同じ。）からその外側五十海里の線を超える海域（一般海域に限る。）において排出すること。 四（略） 四（略） 2（略）</p>		<p>（タンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出基準） 第一条の九 法第四条第三項に規定するタンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出（次項に規定する水バラストの排出を除く。）に係る同条第三項の油分の総量、油分の瞬間排出率、排出海域及び排出方法に關し政令で定める基準（以下この条において「排出基準」という。）は、次のとおりとする。 一・二（略） 三 すべての国の領海の基線（海洋法に関する国際連合条約に規定する領海の幅を測定するための基線（別表第一の五に掲げる南極海域にあつては、氷棚を陸地とみなして引かれる同条約に規定する領海の幅を測定するための基線）をいう。ただし、オーストラリア本土の北東海岸のうち南緯十一度東経百四十二度八分の点から南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点に至る部分に係る基線は、南緯十一度東経百四十二度八分の点、南緯十度三十五分東経百四十一度五十五分の点、南緯十度東経百四十二度の点、南緯九度十分東経百四十三度五十二分の点、南緯九度東経百四十四度三十分の点、南緯十三度東経百四十四度の点、南緯十五度東経百四十六度の点、南緯十八度東経百四十七度の点、南緯二十一度東経百五十三度の点及び南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点を順次結んだ線をいう。別表第二の二及び別表第三を除き、以下同じ。）からその外側五十海里の線を超える海域（一般海域に限る。）において排出すること。 四（略） 四（略） 2（略）</p>	
<p>別表第二（第三条関係） 一 南極海域以外における排出</p>		<p>別表第二（第三条関係） 一 南極海域以外における排出</p>	

一 国際航海に従事する船舶（総トン数四百トン以上又は最大搭載人員十六人以上のものに限る。次号並びに第二号の表第一号及び第二号において同じ。）から排出されるふん尿又は船舶内にある診療室その他の医療が行われる設備内において生ずる汚水（以下単に「汚水」という。）であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置（次号並びに第二号の表第一号及び第二号において「ふん尿等排出防止装置」という。）により処理されていないもの

すべての国の領海の基線（海洋法に関する国際連合条約に規定する領海の幅を測定するための基線（別表第一の五に掲げる南極海域にあつては、氷棚を陸地とみなして引かれる同条約に規定する領海の幅を測定するための基線）をいう。ただし、オーストラリア本土の北東海岸のうち南緯十一度東経百四十二度八分の点から南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点に至る部分に係る基線は、南緯十一度東経百四十二度八分の点、南緯十度三十五分東経百四十一度五十五分の点、南緯十度東経百四十二度の点、南緯九度十分東経百四十三度五十二分の点、南緯九度東経百四十四度三十分の点、南緯十度四十一分東経百四十五度の点、南緯十三度東経百四十五度の点、南緯十五度東経百四十六度の点、南緯十七度三十分東経百四十七度の点、南緯二十一度東経百五十二度五十五分の点、南緯二十四度三十分東経百五十四度の点及び南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点を順次結んだ線をいう。

イ 海面下に排出すること。
 ロ 当該船舶の航行中（対水速度四ノット以上の速度で航行する場合をいう。）に排出すること。

一 国際航海に従事する船舶（総トン数四百トン以上又は最大搭載人員十六人以上のものに限る。次号並びに第二号の表第一号及び第二号において同じ。）から排出されるふん尿又は船舶内にある診療室その他の医療が行われる設備内において生ずる汚水（以下単に「汚水」という。）であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置（次号並びに第二号の表第一号及び第二号において「ふん尿等排出防止装置」という。）により処理されていないもの

すべての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域

イ 海面下に排出すること。
 ロ 当該船舶の航行中（対水速度四ノット以上の速度で航行する場合をいう。）に排出すること。

<p>二 国際航海に従事する船舶から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されたもの（ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理されたものを除く。）</p>	<p>以下この表、別表第二の二及び別表第三において同じ。からその外側十二海里の線を超える海域</p>	<p>前号下欄イ及びロに掲げる排出方法により排出すること。</p>
<p>三 国際航海に従事しない船舶（最大搭載人員百人以上のものに限る。）から排出されるふん尿であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置により処理されていないもの</p>	<p>特定沿岸海域</p>	<p>イ 粉碎して排出すること。 ロ 海面下に排出すること。 ハ 当該船舶の航行中（対水速度三ノット以上の速度で航行する場合をいう。別表第三において同じ。）に排出すること。</p>
<p>特定沿岸海域以外の海域</p>	<p>排出方法は、限定しない。</p>	

二 南極海域における排出
表（略）
備考（略）

<p>二 国際航海に従事する船舶から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されたもの（ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理されたものを除く。）</p>	<p>すべての国の領海の基線からその外側三海里の線を超える海域</p>	<p>前号下欄イ及びロに掲げる排出方法により排出すること。</p>
<p>三 国際航海に従事しない船舶（最大搭載人員百人以上のものに限る。）から排出されるふん尿であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置により処理されていないもの</p>	<p>特定沿岸海域</p>	<p>イ 粉碎して排出すること。 ロ 海面下に排出すること。 ハ 当該船舶の航行中（対水速度三ノット以上の速度で航行する場合をいう。別表第三において同じ。）に排出すること。</p>
<p>特定沿岸海域以外の海域</p>	<p>排出方法は、限定しない。</p>	

二 南極海域における排出
表（略）
備考（略）

別表第一の二（第四条、第九条の三関係）

廃棄物の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 食物くず	甲海域、南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域及び海洋施設等周辺海域（すべての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る。）	<p>イ又はロに掲げる排出方法により排出すること。</p> <p>イ 灰の状態にして排出すること（以下「焼却式排出方法」という。）</p> <p>ロ 国土交通省令で定める技術上の基準に適合する粉碎装置で処理して排出すること（以下「粉砕式排出方法」という。）</p>

別表第一の二（第四条、第九条の三関係）

廃棄物の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 食物くず	<p>甲海域、南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域及び海洋施設等周辺海域（すべての国の領海の基線（海洋法に関する国際連合条約に規定する領海の幅を測定するための基線（別表第一の五に掲げる南極海域にあつては、氷棚を陸地とみなして引かれる同条約に規定する領海の幅を測定するための基線）をいう。ただし、オーストラリア本土の北東海岸のうち南緯十一度東経百四十二度八分の点から南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点に至る部分に係る基線は、南緯十一度東経百四十二度八分の点、南緯十度三十五分東経百四十一度五十五分の点、南緯十度東経百四十二度の点、南緯九度十分東経百四十三度五十二分の点、南緯九度東経百四十四度三十分の点、南緯十度四十一分東経百四十五度の点、南緯十三度東経百四十五度の点、南緯十五度東経百四十六度の点、南緯十七度三十分東経百四十七度の点、南緯二十一度東経百五十二度五十五分の点、南緯二十四度三十分東経百五十四度の点及び南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点を順次結んだ線をいう。</p> <p>以下この表及び別表第三において</p>	<p>イ又はロに掲げる排出方法により排出すること。</p> <p>イ 灰の状態にして排出すること（以下「焼却式排出方法」という。）</p> <p>ロ 国土交通省令で定める技術上の基準に適合する粉碎装置で処理して排出すること（以下「粉砕式排出方法」という。）</p>

備考)略)	一一三		
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

備考)略)	一一三		
	(略)	(略)	て同じ。(からその外側十二海里の線を超える海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る。)
	(略)	(略)	(略)